

■議案第62号 四万十町手数料条例の一部を改正する条例について

【要旨】

消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正に伴い、令和元年 10 月 1 日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられること、また、本年 3 月 28 日に「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件」（平成 31 年厚生労働省告示第 101 号）が公布され、本年 10 月 1 日から施行されることに伴い、本条例に規定する手数料のうち、金額の改定が必要なものについて改正を行うものです。

【改正の内容】

- ①診療所において交付する「介護保険の対象となる主治医意見書」の金額について、8 %の税込金額であったものを、10%の税込金額に改定します。
- ②介護保険業務において作成する「介護予防サービス計画」の金額について、国の基準に合わせて改定します。

【施行日】

令和元年 10 月 1 日

【新旧対照表】

改正後					改正前				
別表（第 2 条関係）					別表（第 2 条関係）				
区分	手数料の名称	単位	金額	適用	区分	手数料の名称	単位	金額	適用
(略)					(略)				
診療所	(略)				診療所	(略)			
	介護保険の対象となる主治医意見書	在宅 1 件につき	5,500円			介護保険の対象となる主治医意見書	在宅 1 件につき	5,400円	
		新規 在宅 1 件につき	4,400円				新規 在宅 1 件につき	4,320円	
		継続 施設 1 件につき	4,400円				継続 施設 1 件につき	4,320円	
		新規 施設 1 件につき	3,300円				新規 施設 1 件につき	3,240円	
		継続 施設 1 件につき					継続 施設 1 件につき		
(略)					(略)				
介護保険	介護予防サービス計画	一件につき	4,310円	初回加算 3,000円	介護保険	介護予防サービス計画	一件につき	4,300円	初回加算 3,000円
(略)					(略)				

【根拠法令】

指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（抜粋） 令和元年 10 月 1 日施行

別表
指定居宅サービス介護給付費単位数
介護予防支援費
イ 介護予防支援費（1 月につき） 431 単位
注 1・2 (略)
ロ・ハ (略)